

妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の見直しについて（中間報告）

1 見直しの経緯について

- (1) 平成15年6月、薬事・食品審議会の乳肉水産部会（以下、「審議会」という。）の審議を経て、サメ、メカジキ、キンメダイ、クジラ類の一部について、妊婦を対象とした摂食に関する注意事項を公表。

【ポイント】

- ア 一部の魚介類（鯨類を含む。以下同じ。）は、食物連鎖による蓄積により、人の健康、特に胎児に健康を及ぼす恐れのある高いレベルの水銀を含有。
- イ このため、妊婦（妊娠をしている可能性のある方を含む。）については、メカジキ及びキンメダイは、1回60～80gとして週に2回以下とするなど、7魚種の摂取量について注意を喚起。
- ウ なお、妊婦を除く方々は全ての魚介類について、妊婦にあっても上記の魚種を除き、現段階では水銀による健康への悪影響が一般に懸念されるようなデータはなし。

- (2) その後、国際機関（JECFA）においてメチル水銀の毒性について再評価が行われたこと。また、米国等で妊婦に対する注意事項が見直されたことなどから、平成16年7月、我が国の注意事項の見直しにあたり、内閣府食品安全委員会にメチル水銀のリスク評価を依頼。

平成17年8月4日、リスク評価結果である、週間耐容摂取量「 $2.0 \mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{週}$ 」（従来は $3.4 \mu\text{g}/\text{kg}\text{体重}/\text{週}$ ）及びハイリスクグループ「胎児」が示された。

- (3) 注意事項の見直しに関しては、(2)に並行して、平成16年8月、11月に審議会を開催するなど検討を行ってきたところ。本年8月4日の食品安全委員会のメチル水銀のリスク評価結果を受け、8月12日に開催した審議会において見直し（案）がとりまとめられたことから、意見募集、意見交換会を実施し、寄せられた意見を踏まえ、審議会を再度開催し、注意事項を取りまとめる予定。

2 今回の見直しのポイント

- (1) 注意が必要な魚種の範囲を科学的に検討（平成15年6月の7魚種に加え、クロマグロ、メバチマグロ、ミナミマグロ、マカジキ等の追加）
- (2) 注意の対象者の明確化（妊婦及び妊娠している可能性のある方のみ）
- (3) 魚食の有益性にも言及。水銀摂取量の低減と魚食のメリットの両立をめざす。

平成17年8月12日

妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項（案）

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品部会

＜魚介類の有益性＞

魚介類（鯨類を含む。以下同じ。）は、良質なたんぱく質や、生活習慣病の予防や脳の発育等に効果があるといわれている EPA、DHA 等の高度不飽和脂肪酸をその他の食品に比べ一般に多く含み、また、カルシウムを始めとする各種の微量栄養素の摂取源である等、健康的な食生活にとって不可欠で優れた栄養特性を有しています。

＜魚介類の水銀＞

魚介類は自然界の食物連鎖を通じて、特定の地域等にかかわりなく、微量の水銀を含有していますが、その含有量は一般に低いので健康に害を及ぼすものではありません。しかしながら、一部の魚介類については、食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して水銀濃度が高いものも見受けられます。

＜妊婦の方々へ＞

近年、魚介類を通じた水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされています。この胎児への影響は、例えば音を聞いた場合の反応が 1/1,000 秒以下のレベルで遅れるようになるようなもので、あるとしても将来の社会生活に支障があるような重篤なものではありません。妊娠している方又は妊娠している可能性のある方（以下「妊婦」という。）は、次の事項に注意しつつ、魚介類を摂食するよう心がけましょう。

わが国における食品を通じた平均の水銀摂取量は、食品安全委員会が公表した妊婦を対象とした耐容量の 6 割程度であって、一般に胎児への影響が懸念されるような状況ではありません。

魚介類は健やかな妊娠と出産に重要である栄養のバランスのよい食事に欠かせないものです。本注意事項は、妊婦の方々に水銀濃度が高い魚介類を食べないように要請するものではありません。また、本注意事項は胎児の保護を第一に、食品安全委員会の評価を踏まえ、魚介類の調査結果等からの試算を基に作成しました。水銀濃度が高い魚介類を偏って多量に食べることは避けて、水銀摂取量を減らすことで魚食のメリットと両立することを期待します。

本注意事項は、今後、国民への意見募集やそれを踏まえた検討の後に確定するものです。
報道等にあたっては、いわゆる風評被害が生じることのないよう御配慮方よろしくお願ひします。

妊婦が注意すべき魚介類の種類とその摂食量の目安

摂食量の目安	魚介類
1回約80gとして妊婦は2ヶ月に1回まで (1週間当たり10g程度)	バンドウイルカ
1回約80gとして妊婦は2週間に1回まで (1週間当たり40g程度)	コビレゴンドウ
1回約80gとして妊婦は週に1回まで (1週間当たり80g程度)	キンメダイ メカジキ クロマグロ メバチ(メバチマグロ) エッチュウバイガイ ツチクジラ マッコウクジラ
1回約80gとして妊婦は週に2回まで (1週間当たり160g程度)	キダイ クロムツ マカジキ ユメカサゴ ミナミマグロ ヨシキリザメ(筋肉) イシイルカ

(参考1) マグロの中でも、キハダ、ビンナガ、メジマグロ(クロマグロの幼魚)、ツナ缶は通常の摂食で差し支えありません。バランスよく摂食して下さい。

(参考2) 魚介類の消費形態ごとの一般的な重量は次のとおりです。

寿司、刺身	一貫又は一切れ当たり	15g程度
刺身	一人前当たり	80g程度
切り身	一切れ当たり	80g程度

例えば、週に1回と注意事項に記載されている魚介類のうち、2種類または3種類を同じ週に食べる際には、食べる量をそれぞれ2分の1または3分の1にするといった工夫をしましょう。また、ある週に食べ過ぎた場合は次の週に量を減らしましょう。

<子供や一般の方々へ>

今回の注意事項は胎児の健康を保護するためのものです。子供や一般の方々については、通常食べる魚介類によって、水銀による健康への悪影響が懸念されるような状況ではありません。健康的な食生活の維持にとって有益である魚介類をバランス良く摂取してください。

<正確な理解のお願い>

魚介類は一般に人の健康に有益であり、本日の妊婦への注意事項が魚介類の摂食の減少やいわゆる風評被害につながらないように正確に理解されることを期待します。
なお、今後とも科学技術の進歩にあわせて、本注意事項を見直すこととしています。

本注意事項は、今後、国民への意見募集やそれを踏まえた検討の後に確定するものです。

報道等にあたっては、いわゆる風評被害が生じることのないよう御配慮方よろしくお願いします。

特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について

1. 開催日時及び開催場所

平成 17 年 9 月 13 日（火）14:00～17:00
中央合同庁舎第 5 号館 6 階共用第 8 会議室

2. 審議経過及び結果

平成 17 年 9 月 9 日付厚生労働省発食安第 0909001 号をもって諮問された別紙の品目の安全性及び効果について、食品安全委員会、新開発食品評価調査会において審議を行い、さらに、平成 17 年 9 月 13 日に開催された新開発食品調査部会において審議を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えないと判断された。

番号	商品名	申請会社名	特定の保健の目的に資する栄養成分	保健の用途の分野	食品形態	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容	摂取をする上での注意事項	1日当たりの摂取目安量	審議又は報告の扱い※
1	サンスターおいしい青汁	サンスター株式会社	ブロッコリー・キャベツ由来のSMCS(天然アミノ酸)	コレステロール関係	清涼飲料水	サンスターおいしい青汁は、血中コレステロール(特にLDLコレステロール)を低下させる働きがあるブロッコリー・キャベツ由来のSMCS(天然アミノ酸)を豊富に含んでいます。コレステロールが気になる方や高めの方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。医師からビタミンKの摂取について注意するよう言われている方は医師にご相談ください。	160g缶 1日2缶(1回1缶)を目安にお召し上がりください。 900gペットボトル 1回にコップ1杯(約160g)、1日2杯を目安にお召し上がりください。	2
2	キシリッッシュュブラスエフナチュラルミント	明治製菓株式会社	緑茶フッ素	歯関係	チューインガム	本品は、緑茶フッ素を配合しているので、歯の表面を改善し、虫歯の原因となる酸に溶けにくい状態にします。	一度に多量に食べると体質によりお腹がゆるくなる場合があります。	1回に1枚を20分噛み、1日4回を目安にお召し上がりください。	2
3	食物せんいのおいしい水	ハウス食品株式会社	還元タイプ難消化性デキストリン	お腹関係	清涼飲料水	本品は、食物繊維(還元タイプ難消化性デキストリン)の働きにより、お腹の調子を整える食品です。	飲みすぎ、あるいは体質・体調によりお腹がゆるくなる場合があります。飲料水としてご利用ください。	1日1本を目安にお飲みください。	2
4	アミールS 毎朝野菜	カルピス株式会社	ラクトリペプチド	血圧関係	清涼飲料水	本品は「ラクトリペプチド」(VPP, IPP)を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。	本品は高血圧症の予防薬及び治療薬ではありません。体質によりまれにせきがでることがあります。その際は医師にご相談ください。高血圧の治療を受けている方、妊娠中又は妊娠している可能性のある方及び腎機能が低下している方は医師とご相談のうえ、飲用してください。	200ml容量:1日1本を目安にお飲みください。 1000ml, 2000ml容量:1日200mlを目安にお飲みください。	2
5	ヘルシアウォーターダイエット	花王株式会社	茶カテキン	体脂肪関係	清涼飲料水	本品は茶カテキンを豊富に含んでおり、エネルギーとして脂肪を消費しやすくなるので、体脂肪が気になる方に適しています。	多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。体質や体調によっては、飲みすぎるとお腹がゆるくなる場合があります。	1本を目安にお飲みください。(PET容器入り500ml、缶容器入り480ml)	3

※審議又は報告の扱いは、食品衛生分科会における確認事項の新開発食品調査部会の表の数字である。

新開発食品調査部会
(特定保健用食品に係る安全性及び効果の審査)

食 品 規 格 の 範 囲				部 会	分 科 会	諮 問 の 有 無
薬事・食品衛生分科会審議会に諮問する食品規格	食品衛生分科会審議会に諮問する食品規格	1	食品のうち、部会の意見に基づき、安全性や効果からみて慎重に審議する必要があると分科会長が認めるものの安全性及び効果の審査に関すること。	○	○	有
		2	新たな特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品の安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有
		3	既存の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、新たな保健の用途に適するとされるものの安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有
		4	既存の特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、既存の特定の保健の用途との新たな組み合わせを行う食品の安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有
		5	特定の保健の目的に資する栄養成分と特定の保健の用途の組み合わせが既存の特定保健用食品と同一の食品であって、特定の保健の目的に資する栄養成分の1日当たりの摂取目安量、食品の形態又は原材料の配合割合が大きく異なるものの安全性及び効果の審査に関すること。	○	△	有

注)○印は審議、△印は報告を示す。

平成17年9月27日

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書の修正について

食品安全部基準審査課

1. 1日摂取量の推定について

指摘事項)

ナタマイシンの1日摂取量の推計根拠として食糧需給表を引用している理由について確認すること。

(回答)

食品添加物の安全性評価において、1日摂取量の推計を行うにあたっては、原則として「国民栄養調査」に基づき算出することとしているが、対象となる食品添加物の使用方法などに応じ、より適切な推計となるよう様々な統計を用いている。

ナタマイシンの1日摂取量の推計にあたり用いた国民一人あたりのチーズの摂取量については、「国民栄養調査（平成7～9年度）」に基づき算出するとプロセスチーズとしておおよそ年900gであるが、平成13年度食糧需給表に基づき算出するとチーズとして年1.9kgとなることから、より摂取量の大きい「食糧需給表」に基づき1日摂取量を推定し、安全性評価を行うこととしたものである。

2. 食品一般の規格基準について

分科会での審議結果に基づき、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会報告書の該当部分を次案のとおり訂正する。

(案)

(3) 食品一般の成分規格の改正

ナタマイシンの指定にあたり、食品一般の成分規格における「食品は、抗生物質を含有してはならない。」との規定を改正し、食品衛生法第10条の規定に基づき指定された食品添加物を当該規定の例外として位置づけることとする。

なお、現在、農薬、動物用医薬品または飼料添加物であつて残留基準が定められているものは当該規定の例外とされており、本規定改正により食品添加物についてもこれらのものと同様に取り扱うこととする。

(案)

薬食審第 号
平成17年 月 日

厚生労働大臣
尾辻秀久 殿

薬事・食品衛生審議会
会長 井村伸正

答申書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項及び食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項の規定に基づき平成17年9月29日厚生労働省発食安第0929001号をもって厚生労働大臣から諮問された件については、下記のとおり答申する。

記

1. 一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」については、別記1のとおりとすることが適当である。
2. 一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」については、別記2のとおりとすることが適当である。
3. 食品衛生法第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の当該食品に残留する量の限

度を定めることについては、別記3のとおりとすることが適當である。

なお、以上の適用にあたっては、適正な施行という観点から所要の措置を講ずることが適當である。

「人の健康を損なうおそれのない量」について

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」については、0.01ppmとして定めること。

**「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」
について**

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」については、別表のとおり定めること。

別表

亜鉛	チアミン
アザジラクチン	チロシン
アスコルビン酸	鉄
アスタキサンチン	銅
アスパラギン	トウガラシ色素
β -アポーカロチン酸エチルエステル	トコフェロール
アラニン	ナイアシン
アリシン	ニームオイル
アルギニン	乳酸
アンモニウム	尿素
硫黄	パラフィン
イノシトール	バリウム
塩素	バリン
オレイン酸	パントテン酸
カリウム	ビオチン
カルシウム	ヒスチジン
カルシフェロール	ヒドロキシプロピルデンプン
β -カロチン	ピリドキシン
クエン酸	プロピレングリコール
グリシン	マグネシウム
グルタミン	マシン油
クロレラ抽出物	マリーゴールド色素
ケイ素	ミネラルオイル
ケイソウ土	メチオニン
ケイ皮アルデヒド	メナジオン
コバラミン	葉酸
コリン	ヨウ素
シイタケ菌糸体抽出物	リボフラビン
重曹	レシチン
酒石酸	レチノール
セリン	ロイシン
セレン	ワックス
ソルビン酸	(全65物質・50音順)

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の当該食品に残留する量の限度を定めることについて

食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の当該食品に残留する量の限度（以下「残留基準」という。）を定めることについては、以下のとおりとすること。

1. 農薬等のうち「不検出」という残留基準を定めるものについては、別表 1 のとおりとする。
2. 暫定的に定める農薬等に係る残留基準については、別表 2 のとおりとする。
3. 上記 1. 及び 2. の基準の設定に伴い必要となる、食品衛生法第 11 条第 1 項に規定する農薬等に係る食品の成分に係る規格として既に定めている残留基準の改正については、別表 3 のとおりとする。

※別表 1、別表 2 及び別表 3 については省略